

令和3年4月閉会中 議会運営委員会の概要

日時	令和3年4月16日(金) 第1回	開会	午後2時30分
		休憩	午後2時45分
	第2回	再開	午後2時45分
		閉会	午後2時55分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年4月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年4月16日(金)第1回)

委員長

- 1 4月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年4月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず本日、4月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

本県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数は、3月21日の緊急事態宣言解除後、段階的緩和措置を行ってきたが、3月末から県南部を中心に再び微増の状態が続いている。また、関西圏で猛威を振るっている変異株が、今後本県においても急拡大をし、医療現場や高齢者向けワクチン接種にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、大型連休を見据え、早急な対策が必要になってくる。さらに、感染が拡大した東京都では、4月12日から23区6市の区域にまん延防止等重点措置が適用されている。

こうした本県の感染状況や隣接する東京都の状況等を基に専門家の意見等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月15日に国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請したところである。措置区域については、直近の新規陽性者数等を勘案し、さいたま市と川口市の2市を想定している。正式には、国の決定を受けて、本日開催される対策本部会議において決定する。引き続きその他の地域を含めて、飲食店等への営業時間短縮要請をお願いすることとなるが、措置区域においては、時短営業を従前午後9時までだったところを午後8時まで、酒類提供を従前午後8時までだったところを午後7時まで、それぞれ1時間繰り上げることとしている。この営業時間短縮要請に伴う更なる協力金の支給など、感染拡大防止に係る取組が必要であると判断し、その補正予算案について審議をいただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年4月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

提案を予定している議案は予算1件である。資料2「令和3年4月臨時会補正予算案の概要」を御覧願う。今回の補正予算案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を、国に要請したことに伴う県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金の支給に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業に要する経費について、所要の補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は、385億5340万9000円となり、既定予算との累計額は、2兆1779億1862万9000円となる。以上で議案の説明を終わる。詳細については、引き続き企画財政部長より御説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、4月臨時会に提案させていただく議案について、お手元の資料に沿って説明申し上げます。同じく資料2「令和3年4月臨時会補正予算案の概要」の3.内容について説明申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の1つ目、営業時間短縮要請の期間延長等に伴う埼玉県感染防止対策協力金の支給についてである。これは、

さいたま市と川口市への適用を念頭に、まん延防止等重点措置として、あるいはその他の地域で継続される段階的緩和措置として、営業時間短縮要請等に協力した事業者に協力金を支給するものである。支給対象は、期間中、営業時間短縮等に協力したバー、カラオケボックス等を含む飲食店等の事業者としている。まん延防止等重点措置地区については、要請期間を4月20日から5月11日までの22日間としている。その期間中、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供時間を午前11時から午後7時までに短縮することなどを要件に、これまでのように定額を支給するのではなく、中小企業については、飲食店等の売上高に応じて、一店舗当たり日額4万円から10万円、大企業等については、売上高減少額に応じて、一店舗当たり日額最大20万円を支給する。その他の地域については、要請期間を4月20日から5月19日までの30日間としている。その期間中、引き続き営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までに短縮することを要件に、こちらも定額を支給するのではなく、中小企業については、飲食店等の売上高に応じて、一店舗当たり日額2万5千円から7万5千円、大企業等については、売上高減少額に応じて一店舗当たり、日額最大20万円を支給する。なお、5月11日までのまん延防止等重点措置を想定しているさいたま市と川口市については、措置期間終了後の5月12日からは、その他の地域に含めて要請を行うこととしている。

裏面を御覧願う。一つ目の営業時間短縮要請に係る働き掛け活動等の推進は、感染拡大を防止するため、営業時間短縮要請や業種別ガイドラインの順守の働き掛けなどを実施するもので、特にまん延防止等重点措置区域においては、原則全ての個別店舗の現地確認を行うものである。二つ目のアクリル板の設置等感染防止対策を実施する県内飲食店等に対する支援は、国の小規模事業者持続化補助金において補助対象とされている感染防止対策費の事業者負担分について、県が上乗せ補助を実施するなど、事業者負担を軽減することなどにより、感染防止対策を推進するものである。三つ目の高齢者・障害者入所施設の職員に対するPCR検査の追加実施は、現在4月から6月にかけて、月1回の頻度で合計3回実施することとしている検査について、急速なまん延を防ぐため、5月と6月は月2回実施することとし、検査を合計5回実施するものである。4. 財源についてであるが、本補正予算案では、全額国庫支出金を充てることとしている。資料3は補正予算案を、歳入款別、歳出款別、歳出性質別に整理したものである。後ほど御覧願う。以上が議案の内容である。よろしくお願ひ申し上げます。

田村委員

副知事に確認したいがよろしいか。今回まん延防止等重点措置の要請について、国の決定が要請期間等々の事情によりなかなか決まらなかったということは聞いていたが、日にちが決まり、県の対策本部が設置され、内容が決定された後、議会側に情報が入ってくるまでのタイムラグがあったと認識している。私はNHKニュースで20日からという情報を知った。執行部から聞いたわけではない。今回の本会議を開くことを議長にいつ要請したのか、まず確認したい。

砂川副知事

今回、会期日程がなかなか決まらなかったことに関しては、御迷惑をお掛けし申し訳ない。我々も国からの正式通知を常に待っており、情報を受け取り次第すぐに議長にもお電話をさせていただいた。ただ、国に対しては決定次第すぐに情報をくれるよう求めていただけに、現実としてマスコミから先に情報が流れてしまったことについては、我々も非常に悔しい思いをしたところである。

田村委員

私が言いたいのは、タイムラグの話というよりは、埼玉県の対策本部会議終了後、知事が記者会見を行っていたことについてである。会議の内容が我々に伝わる前に、記者会見の場でベラベラと話され、我々はその報道を見て初めて知ったという状況だったが、これはどういうことか。これでは議会などいらないのでは。議長に確認したところ、午後7時のニュースが終わった後に議会の要請があったとのことだった。その辺りの時系列を今一度整理してほしい。

砂川副知事

1点補足をさせていただく。昨日の時点では、まん延防止等重点措置の適用をいつ要請するかといった日付の決定まではできないため、知事の会見では、国からの通知に基づき要請をするという内容までしか発言していない。会議の中でも、日付はあくまで空白としたまま進めた形であり、20日という正式決定はしていない。

あくまで昨日は要請をすることを決定したに過ぎず、具体的な内容は本日これから決定するものである。

田村委員

では20日という情報は、国の情報を吸い上げたマスコミが先に流してしまったということか。

砂川副知事

我々としては、マスメディアからそういった情報が流れたということは把握しているが、国から正式には聞いていない。措置の内容等については、本日国が本部会議で決定をし、その決定を待って、埼玉県もこれから最終的に決定をする。それを前提とすると、予算等が必要なので、この資料を用意し、議会へのお諮りをお願いできないかということである。

田村委員

では国の本部会議や県の会議で何か意見があったらこの内容が変わる可能性があるということか。

砂川副知事

それが無いように万全を期してはいるが、国の決定はこれからなので、可能性がないかと言われれば断言はできない。

田村委員

こういった前例はあるのか。私は納得できないが、他の委員が納得できるなら。

岡田委員

知事の記者会見は何時ごろ開かれたのか。やはり、マスコミよりも先に議長に伝えるべき話だったと思うので、議長に連絡した時間も教えてほしい。

砂川副知事

昨日の時間だが、午後6時より対策本部会議を開き、まん延防止等重点措置の地域に申請することを決定した。その後知事が取材を受ける形で、まん延防止等重点措置の要請をすることを発言した。ただし、いつ、どうやってといった内容は言わず、ただ要請に関する取材を受けて、その場で発表したものである。その後、私から議長へお電話をさせていただいたという順番であった。

要請をするという説明に合わせて、中身としては我々も案を持っていたので、それを説明させていただいた。

田村委員

それであれば、要請をすると決めた段階で対策本部が開かれて、そのまま知事が記者会見をするのはおかしいのでは。対策本部会議が終わった直後に、議長にまずお願いするべきでは。

砂川副知事

議長には、事前説明といたら失礼だが、おおむねの段取りを情報提供させていただいている。我々としては正味2回ほど議長には御連絡をさせていただいている。

田村委員

私が言いたいのは、情報収集のやり方が国のマスコミの方が早いということであれば、もっと情報収集能力を持ってほしいということが1点、そして、本部会議を開いた後、要請を決定したことについて、マスコミではなく先に議長に知らせるべきなのではということである。

砂川副知事

順番については、次回以降検討させていただきたいと思う。情報提供手段については、県ではなく国の情報のため、国に対しては引き続き我々に先にくださいというお願いをしていく。

田村委員

検討ではなく、やると言ってくれなければ困る話である。議会を代表するのは議長なので、まずは議長に本部会議の決定事項を伝えるべきだと思う。国の情報については、マスコミ以上に情報収集能力を持ってほしいというお願いをただけなので、それは素直に頑張りますと言ってくればよい。

砂川副知事

情報提供の順番については、御指摘のとおりに対応させていただく。情報収集能力については、我々も頑張っていきたいと思う。

委員長

2 4月臨時会の会期予定についてだが、4月19日（月）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、4月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

私としては、案のとおり4月臨時会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、4月臨時会開会日・4月19日（月）の午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >